

情報誌 たかぎ

ホームページアドレス <http://www.vill.takagi.nagano.jp/> 電子メールアドレス info@vill.takagi.nagano.jp



第19回 夕やけ祭

11月26日(日) 参加された皆さんの前で

第二小、二年生によるオペレッタ「たぬきの糸車」が上演されました。

今月号の主な内容

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| ■ 新年を迎えて 大平村長 …… 2 | ■ 学校だより |
| ■ 広報たかぎ | ・ 第一小学校 学校じまん …… 14 |
| ・ エコロジーな村づくりへ …… 4 | ■ 棕鳩十記念館だより …… 15 |
| ・ 平成17年度末バランスシート …… 5 | ■ 交流センター便り …… 16 |
| ・ 老人医療費の状況 …… 6 | ■ ひなたぼっこ …… 17 |
| ・ 年末年始のご案内 …… 8 | ■ オフトークたかぎ …… 18 |
| ■ 健康アップPPK …… 13 | |

2007

1

January



新年を迎えて

喬木村長 大平利次



明けましておめでとうございます。昨年は大変お世話様になりました。本年もよろしくお願い申し上げます。

昨年は村内に大きな災害もなく、平穏に新年を迎える事ができました。

さて、戦後六十余年が経った今、社会には大きな歪みが生じ、これまでの日本では想像もつかない事件や出来事が多発しています。なんともいいようのない凄惨な事件に驚くばかりです。動機や背景、家族構成は異なっていますが、生命の大切さ、親を尊ぶ心、子供への愛情、家族の絆などを軽視した風潮が大きな要因となっています。

私は昭和十七年に生まれました。太平

所の顔が見え、心が通い合い、かつ隅々まで目配りの行き届いたコミュニティの構築とされています。

喬木村は発足から一三二年が経過しました。悠久の時を経て守り育てられた精神は、親や先輩達から教育されたことで、道徳観や公共の精神をわきまえていました。村出身の児童文学者、棕鳩十先生の作品の中に「心に金の鈴を」と言うエッセイがあります。この中で先生は「幼い日の子供の心に、エンジンとしての心をしっかりと植え込んでいくものは、母親の語り聞かせる物語であると思う。日本の現実には、その人の人物より、働きよ

り、まだまだ一流大学とかペーパーテストの方が優位にあるようだ。だから幼い日からはるか先の入試を考えたなら、知識万能と考えるお母様になるのも無理もないような気がしないでもないけれど、子供のことも少しは考えてもらいたいものである。それは十分でも十五分でも、縁側に腰掛けながらも、子供とおやつを食べながらでも良い。美しく、優れた物語を、お母様の口からじかに話して

洋戦争が始まった直後でした。現在の若い人には想像もつかないほど不便で物がなく、日々生きて行くことで精一杯な時代でした。それでもお互いが懸命に努力し、貧苦の中から這い出そうと意欲に満ちていました。小中学校時代はどの教室も五十人を超す生徒で溢れていました。にもかかわらず秩序や規律が守られていたのは何んだったのか。家族がいたわり合い、志にあふれ、困った時はお互いさまの互助の精神が存在していたからだと思います。

村でも昨年は第四次総合振興計画が出来、今後十年間の計画が立てられ、それを基本に今進めております。計画の基本理念として、七〇〇〇人を維持し、隣近やってもらいたい。」と語られ、最後に「心のしわの中に度重なって、深く深く刻み込まれたものを思う心や、感激や、母の声や、においや、諸々の情緒は一生を通じて金の鈴のように爽やかに鳴り続けるであろうと。」と結んでいます。第四次総合振興計画でも棕文学の里づくりを基本の一つに立てています。財政力とか、経済指標ももちろん大切な要件ですが、喬木村が自立していく根本は、心に鳴り続ける金の鈴、豊かな人間形成ではないかと思えます。棕文学のやさしい心の広がり、村の精神の支えとなり、これからの村づくりへのベースとなればと考えます。

本年も『みんなの地域、みんなが主役』を目指し、村民の皆さんと一体となって、笑顔と元気、真心を忘れずに、持続発展すべく頑張ってまいります。おわりに、村民の皆様のご多幸、ご健勝を、あわせて実り多い年になることを願って、新春のあいさついたします。

平成17年度末 喬木村の バランスシート 総資産は 131億8,610万円

平成17年度末の喬木村のバランスシートをお知らせします。
平成16年度末と比べ、資産合計は約1億円ほど増加しておりますが、これは特定目的金への積立額の増が主な原因となっております。
ここ数年は村の借金である村債の発行を抑制する中で財政運営を行っています。使ったお金のうち、正味資産が占める割合が平成17年度末で73.3%となっており、平成14年度以降70%を越える状態が続いていることから、将来世代の負担割合も減少し、安定した財政状況であると言えます。

お金を使って作られた資産の内容

資産合計	131億8,610万円
有形固定資産	102億4,995万円
・役場庁舎等	14億3,500万円
・道路公園等	44億1,842万円
・小中学校等	27億9,708万円
・その他施設	15億9,945万円
投資等	18億8,954万円
・投資、出資	9,274万円
・基金	16億7,252万円
・貸付金等	1億2,428万円
流動資産	10億4,661万円
・現金、預金、未収金等	

使ったお金の内容・性質

負債合計	35億2,636万円
固定負債	31億2,536万円
・地方債	24億6,935万円
(翌々年度以降の償還予定額)	
・退職金見積額	6億5,601万円
流動負債	4億100万円
・翌年度地方債償還予定額	
正味資産合計	96億5,974万円
国からの補助金	7億7,591万円
県からの補助金	6億6,380万円
村民の税金等	82億2,003万円

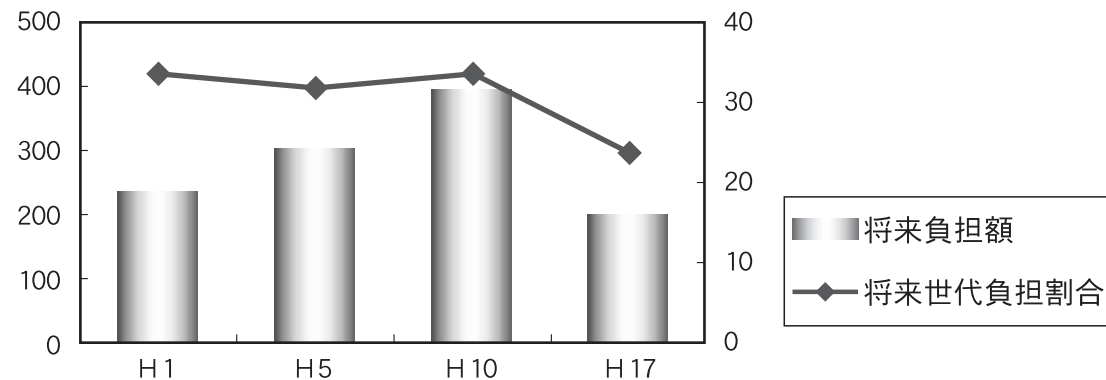
財政分析

(単位：百万円)

年度	バランスシート				主な指標			
	借方		貸方		正味資産 構成比率	負債比率	将来世代 負担割合	住民一人 当たりの 将来負担
	資産合計	うち有形固定資産	負債合計	正味資産 合計				
平成元年度	7,731	6,973	2,845	4,885	63.19%	58.24%	33.46%	240千円
平成5年度	10,374	9,044	3,465	6,909	66.60%	50.15%	32.02%	306千円
平成10年度	12,643	11,114	4,314	8,329	65.88%	51.79%	33.56%	397千円
平成17年度	13,186	10,250	3,526	9,660	73.25%	36.51%	24.09%	204千円

将来負担額
(千円)

将来世代負担割合
(%)



広報

たかぎ

2007 第259号

編集 村づくり推進室/発行 喬木村役場 TEL 0265-33-2001 FAX 0265-33-3679
印刷 龍共印刷株式会社 (飯田市上郷黒田121-1)

村の人口 6,812人(+1)
男 3,299人(-1)
女 3,513人(+2)
世帯数 2,055戸(+1)
(平成18年12月1日現在)



農村交流センターに導入したペレットストーブ

昨年の中東の政治不安から石油価格が高騰し、それに連動するように石化燃料に頼らない環境対策が大きな話題となりました。ガソリンなどの石化燃料は燃やすことにより大気中の二酸化炭素を増大させ、それが原因で地球温暖化

エコロジーな村づくりへ 環境対策元年の取り組み

人に優しい 地球にやさしい

が進むという大変深刻な問題を地球に住むみんなが共有しています。これらの課題解決のため、全世界で自然環境と調和（エコロジー）した生活を目指し、いろいろな取り組みが始められています。今年度から本格的な取り組みを始めた。

ペレットストーブ

農村交流センターの改修工事に合わせ、暖房用にペレットストーブを導入しました。ペレットストーブは森林の間伐材を加工したペレットをストーブで一定量燃焼する仕組みになっており、資源の有効活用にも繋がります。

ハイブリッド自動車

村長車の廃止と合わせ、出張用の車輛更新としてハイブリッド車を購入しました。ガソリンエンジンと電気モーターを組み合わせることで、リッター当たり二五km以上の燃費を実現しています。



出張用ハイブリッド車の購入

村の補助制度

○太陽光発電システム

設置補助金
・二キロワット当たり三万円
(上限十万円)



これらの取り組みは、環境対策としては大変小さな一歩ですが、通勤、通学に公共交通機関をできるだけ利用するなど、各家庭や職場で取り組むことの出来る小さな一歩の積み重ねで、地球環境対策をより身近なものにして行きたいものです。

高木村の老人医療費の状況

昭和七年十月より前に生まれた方は、国保、社保などの被保険者証とは別に、白い『老人保健法 医療受給者証』をお持ちであり、村の「老人医療」で医療を受けられています。老人医療受給者の方は、病院の窓口で一分割（一定以上の所得がある方は三割）を支払います。そして、残りの九割（または七割）は、公費（国保・社保・健保組合など）からの拠出金で賄われています。公費の村負担分として、村の一般会計からも毎年多額の老人保健医療特別会計に繰り入れられています。（十七年度の一般会計からの繰入額は八、六六九万三千円でした。）

加によるものと推測されます。図1に、高木村と長野県の一人当たり老人医療費の推移を示してあります。高木村の一人当たり老人医療費は、長野県平均よりは低いものの、ここ数年上昇傾向にあります。

表1は、近隣の市町村の一人当たり老人医療費を示したものです。高木村は、高森町よりは低いものの、飯田市・北部町村より高くなっています。

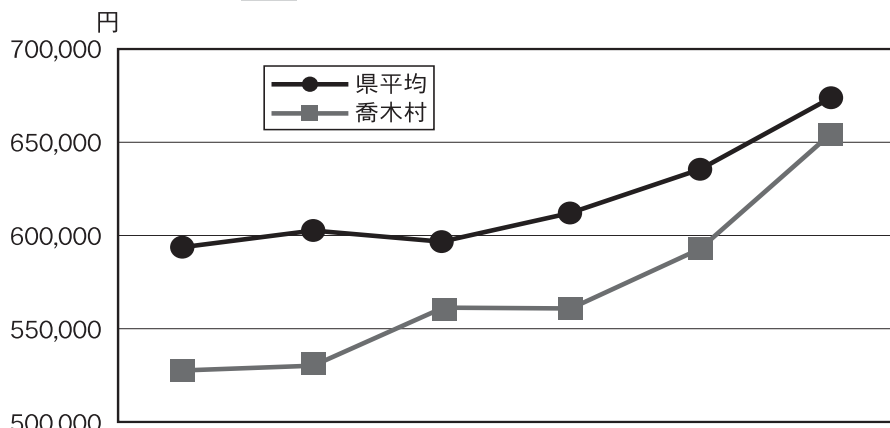
老人の一人当たり医療費は若い人の三倍

図2は、十七年度高木村国保の一人当たり医療費を示し

一人当たり老人医療費は約六万四千円

十七年度の高木村の老人医療受給者一人当たりの一年間にかかった医療費額（患者負担額+老人医療負担額）は約六万四千円で、県内八十一市町村中、高い方から数えて三十四番目でした。十六年度と比較すると、約一割増加しており、これは入院医療費等の増

図1 1人当たり老人医療費の推移

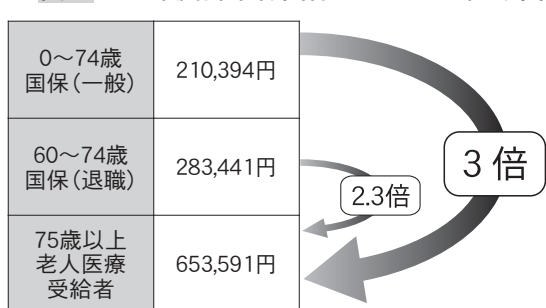


	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
高木村	528,315円	531,079円	561,824円	560,975円	593,626円	653,591円
県平均	594,262円	602,378円	596,558円	612,088円	634,998円	672,987円
順位	94位	99位	73位	87位	72位	34位
市町村数	120	120	120	118	112	81

表1 17年度1人当たり老人医療費

	1人当たり老人医療費(円)	高い方から数えた県内順位
高森町	657,449円	31位
高木村	653,591円	34位
飯田市	648,940円	39位
豊丘村	609,105円	64位
松川町	588,108円	71位
大鹿村	568,378円	74位
県平均	672,987円	-

図2 17年度高木村国保1人当たり医療費



医療費を下げよう

老人医療費が増えれば、それはそのまま一般会計から老人医療特別会計への繰入金増加につながり、村の財政を圧迫します。老人医療受給者の方はもちろん、村民のみなさんは、少しでも医療費を節約するために、下記のことを心がけましょう。

- 同じ病気で複数の病院を掛け持ち受診しない
- 時間外・休日の受診はなるべく避ける（加算料金がかります）
- むやみに薬を欲しがらない
- 医師を信頼し指二本を守る
- かかりつけ医を持つ
- 定期的に健康診断を受け、病気の早期発見・早期治療に心がける
- 十分な睡眠・食事、適度な運動を心がけ、病気の予防に努める

飯田市斎苑使用料が変わります

飯田市斎苑条例の一部改正により、左記のように使用料金が変更になりますので、お知らせします。

○火葬料（死亡者1体につき）

区分	10歳以上の死体	10歳未満の死体	死産児	胞衣
市内に住居を有する者	10,000円	7,500円	2,500円	1,000円
その他の者（高木村民）	50,000円	30,000円	15,000円	10,000円

○動物炉使用料（愛がん動物1体につき）

区分	15kg未満	15kg以上
飼い主が市内に住居を有する者	6,000円	8,000円
その他の場合（高木村民）	11,000円	14,000円

○施行日
平成十九年一月一日より

○経過措置
施行日前に許可を受けたものについては、その使用日が施行日以降であっても、改正前の料金とする。

平成19年4月採用

高木村 嘱託職員 募集要項

高木村役場と高木村教育委員会では、村内保育所と棕鳩十記念図書館、学校共同調理場に平成十九年四月より週五日間お勤めいただく保育士と図書館司書、給食調理員を募集します。

申込は、役場総務課窓口へ平成十九年一月十五日までに履歴書をご提出下さい。

●保育士

- ・勤務場所 村内保育所
- ・募集人員 3名
- ・資格要件 保育士
- ・年齢要件・性別 不問
- ・報酬 145,400円×14ヶ月
2km以上通勤手当あり
- ・問い合わせ 役場内 総園長 33-2507

●給食調理員

- ・勤務場所 学校共同調理場
- ・募集人員 1名
- ・資格要件 なし
- ・年齢要件・性別 不問
- ・報酬 138,400円×14ヶ月
2km以上通勤手当あり
- ・問い合わせ 教育委員会 事務局長 吉川 ☎33-2002

●図書館司書

- ・勤務場所 棕鳩十記念館・図書館
- ・募集人員 1名
- ・資格要件 図書館司書
- ・年齢要件・性別 不問
- ・報酬 138,400円×14ヶ月
2km以上通勤手当あり
- ・問い合わせ 教育委員会 事務局長 吉川 ☎33-2002

- 採用日 平成十九年四月一日
- 福利 厚生年金・社会保険・長野県町村職員互助会
- 応募要領 履歴書一通（市販のもの、写真貼付、職歴はもれなく記入）
- 提出先 高木村役場 総務課
- 提出期限 平成十九年一月十五日
- 採用試験 試験内容 個別面接
- 試験日 平成十九年一月二十日（土）午前中 高木村役場
- 試験日 一月十三日 土曜日 午後七時～
午後八時三十分
- 試験会場 高木村老人福祉センター 第一会議室
- 試験内容 ※相談日に関わらず、随時左記にて結婚についてのご相談を受け付けてあります。
- お問い合わせ 高木村役場 住民課福祉係 担当…市瀬 電話…3315123



年末年始

● 水道冬季管理について ●

○水道メーターの防寒について

凍結によりメーターが破損するおそれがありますので、ボックスの中へメーターを覆う程度にボロ布・発砲スチロール等を入れてください。

○メーターボックス周りの除雪について

降雪時にはボックス周りの除雪を行ってください。

○水道管の防寒について

不凍栓・凍結防止帯の点検を行い、凍結したり調子の悪い場合は指定業者に修理依頼をしてください。

水道工事指定店

業者名	電話	業者名	電話
J Aみなみ信州	34-2250	橋場設備管工	35-2437
㈱東設	23-6211	㈱K & K フジタ	35-6834
池田設備	33-3426	㈱前野工業	35-4466
㈱中央住設	24-2843	㈱シノダ設備	23-5752
宮下設備(株)	33-4122	㈱たかはし設備工業	0265-88-1025
三笠設備(株)	26-9347	㈱タナダ工業	35-4550
㈱大原管工	24-7932	㈱大成工業	52-2230
ウチヤマ設備	33-4517	協和設備(株)	22-5839
㈱マルトモ	33-4401	㈱長谷部住設	25-8848
㈱菅沼燃料設備	33-2065	クリード㈱飯田支店	25-7078
㈱旭管工	24-2121	富士設備(株)	24-2424
㈱高見ボイラー	33-2333	天竜水道(株)	23-1291
㈱オクテツ	33-2415	飯田給排水故障修理(株)	22-3527
㈱むかひや設備	0265-88-3600	南信冷熱工業(株)	35-4010

● 下水道がつまったら ●

家庭内の下水道がつまったら、直接指定業者へ相談して下さい。



下水道工事指定店

業者名	電話	業者名	電話
㈱大原管工	24-7932	㈱むかひや設備	0265-88-3600
㈱東設	23-6211	㈱オクテツ	33-2415
宮下設備(株)	33-4122	橋場設備管工	35-2437
㈱旭管工	24-2121	㈱前野工業	35-4466
㈱マルトモ	33-4401	㈱シノダ設備	23-5752
ウチヤマ設備	33-4517	㈱たかはし設備工業	0265-88-1025
池田設備	33-3426	㈱タナダ工業	35-4550
三笠設備(株)	26-9347	㈱大成工業	52-2230
㈱菅沼燃料設備	33-2065	協和設備(株)	22-5839
J Aみなみ信州	34-2250	㈱長谷部住設	25-8848
㈱中央住設	24-2843	富士設備(株)	24-2424
㈱高見ボイラー	33-2333	天竜水道(株)	23-1291
㈱オクテツ	33-2415	飯田給排水故障修理(株)	22-3527
㈱K & K フジタ	35-6834	南信冷熱工業(株)	35-4010

のご案内

● 役場業務 ●

12月29日(金)～1月3日(水)の間は休みとなります。(ただし、出生届、婚姻届、死亡届等の届書は12月29日から1月3日の間も受け付けます。)

● 燃やすごみの収集 ●

12月29日(金)に収集しますので、28日(木)の夕方に出してください。

12月30日～1月4日まで収集しません。

年始は、5日(金)から収集を始めます。4日(木)の夕方から出して下さい。



● 棕記念図書館 ●

記念館・図書館は12月は28日(木)午前中まで

開館、28日(木)午後から1月

4日(木)まで休館とします。

休館中の返却は、返却ポストまでお願いします。



● 社会体育施設・公民館 ●

12月29日(金)～1月3日(水)まで休館となります。

● オフトークたかぎ ●

年末年始(12月29日～1月3日)までのお知らせの原稿受付は、12月25日までにお願いします。尚、今日の話題は12月23日から1月4日まで、お休みさせていただきます。

● し尿くみ取り ●

次の期間は休みとなります。

喬木衛生社 ☎33-2113	12月29日～1月4日まで休み
近代化清掃 ☎35-2412	12月30日～1月4日まで休み
北部衛生 ☎35-2706	12月28日の午後～1月4日まで休み



● 村民バスの運行 ●

12月28日(木) まで平常運行

12月29日(金) 1・2便のみ運休

1月1日(月) } 全面運休

1月3日(水) }

1月4日(木) 1・2便のみ運休

1月5日(金) ”

1月8日(月) ”

1月9日(火) から平常どおり運行

● 火葬場の受付日 ●

【飯田】1月1日(月)～1月3日(水)

1月4日(木・友引)は休み。

【西部・阿智】1月1日(月)～1月3日(水)

1月4日(木・友引)は休み。

【南部・阿南】12月31日(日)～1月3日(水)

1月4日(木・友引)は休み。

● 年末警戒について ●

あわただしい年の瀬を迎え、消防署・消防団では12月25日から12月31日まで、年末警戒を実施します。

火災は、一人一人の心がけと、家族・ご近所の協力体制が必要です。

日ごろから、万が一の場合の協力体制を心がけ、家庭や地域から火災をなくしましょう。

平成18年度防火標語

「消さないで あなたの心の 注意の火。」

● どんど焼きの届出について ●

お正月の行事として、各地域でどんど焼きが行われます。

どんど焼きをする場合は、火災と間違えやすく、また飛び火などにより火災が起こりやすいため、事前に消防署への届出が必要です。

届出又は問合せは、最寄りの消防署又は分署で受け付けています。

高森消防署 ☎35-0119(FAX 兼用)

座光寺分署 ☎53-0119(FAX 兼用)

農業所得の計算は

「収支計算」で

平成十八年分から、すべての農家の方が収支計算となります

以前よりお知らせして参りましたが、平成十八年分からは「収支計算」による申告となります。

今までは、税務署と市町村で、経費の目安を提供してきましたが、平成十八年分からは廃止となりました。

その為、全ての農家の方は「収支計算」により農業所得を申告することとなります。

収支計算をするには

収支計算は、収入や経費を項目(科目)ごとに分類して行います。

収入は、販売金額や家事消費金額などを集計し、収入金額を計算します。また経費は、肥料や農薬など支出した科目毎に集計し、必要経費の合計を算出します。収入金額から必要経費の合計金額を差し引き、農業所得を算出します。専従者がいる場合は、専従者控除をし農業所得を計算します。

お早めに準備を

例年のとおり二月十六日から、確定申告が始まります。すでに申告の準備をされている方もいらつしやると思います。が、早めに申告の準備し、余裕を持って確定申告を行いましょう。

収支計算は難しくありません

収入や必要経費の計算方法で分からない点がある場合は、飯田税務署や役場税務係までお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

飯田税務所 ☎22-1165
役場税務係 ☎33-5121(直通)

みつばちを飼っている方は届け出が必要です



養ほう振興法第3条の規定により、みつばちを飼っている方(養ほう業者)は、県知事に「みつばち飼育届」の提出が必要です。次のとおり、届出書の提出をお願いします。

なお、この届け出により法定伝染病である腐阻病の検査が行われますので、伝染病のまん延を図る観点からも、飼育者の方は必ず届け出をしていただきますようお願いいたします。

わからないことなどありましたら、交流センター内農政係(☎33-5127)までお願いします。

○提出期限

平成19年1月25日(木)

○提出先

交流センター内
ふるさと振興室農政係

○届出書

農政係にありますので係までお越しください。また、連絡いただければ、送付します。

平成19年度遊休農地活用対策(苗木の補助)事業及び小規模土地改良事業補助金の要望を受付します

村の農業は、担い手の高齢化や価格の低迷、遊休農地や耕作放棄地が増加、また、有害鳥獣被害の拡大など厳しい状況が続いています。そのような状況の中、村では、遊休農地の有効活用を行うために果樹や花木など多年生の苗木を購入した場合に「遊休農地活用対策事業」として、苗木購入費の一部補助を行ってまいります。また、農地の区画整備や暗渠排水など簡易な土地改良については、「小規模土地改良事業」として補助金を交付してまいります。

つきましては、平成十九年度(平成十九年四月〜二十年三月)中の補助金交付の要望を次のとおり受付いたしますので有効活用をお願いします。なお、期限までに要望書等を、

交流センター内の農政係まで提出してください。平成十九年度事業の受付については、今回だけになりますので、間違いやお忘れのないようお願いします。

○事業名

①遊休農地活用対策事業(多年生苗木購入費への補助金交付)

②小規模土地改良事業

(区画整備、農地造成、暗渠排水、農道などの整備費への補助金交付)

○要望方法

要望書及び添付書類を、交流センター内農政係まで提出してください。

要望書は、交流センターにあるほか、村のホームページからダウンロードもできますのでご利用ください。

○要望受付期間

平成十九年一月十二日(金)

*有害鳥獣対策防護柵などへの助成は、随時申請を受け付けています。

*詳細などわからないことがありましたら、交流センター内農政係(☎33-5127)までお問い合わせください。